

# 取締役規程

## 第1章 総則

### 第 1 条(目的)

本規程は、ボーダレスキャリア株式会社(以下「会社」という)の取締役の職務執行に関する基本的事項を定め、適正な業務執行の確保を目的とする。

### 第 2 条(適用範囲)

本規程は、会社の取締役に適用する。

### 第 3 条(法令等の遵守)

取締役は、会社法その他関係法令、定款及び株主総会決議並びに社内規程を遵守し、職務を執行しなければならない。

## 第2章 取締役の選任及び任期

### 第 4 条(選任)

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

### 第 5 条(資格要件)

取締役は、次の各号の要件を満たす者でなければならない。

1. 成年被後見人又は被保佐人でないこと
2. 会社法第 331 条各号に定める欠格事由に該当しないこと
3. 各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は 3 親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の 3 分の 1 を超えないこと
4. 他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の 3 分の 1 を超えないこと
5. その他、取締役としての職務を遂行するに足る能力及び見識を有すること

### 第 6 条(任期)

1. 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株

主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
3. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の残任期間とする。

### 第3章 役割及び責任

#### 第 7 条(職務及び権限)

1. 取締役は、取締役会の構成員として、会社法及び定款の定めに従い、会社の業務執行の決定に参画する。
2. 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役は、その担当する業務について、善良なる管理者の注意をもって職務を遂行しなければならない。

#### 第 8 条(善管注意義務)

取締役は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行しなければならない。

#### 第 9 条(忠実義務)

取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### 第 10 条(監視義務)

取締役は、取締役会の構成員として、代表取締役及び業務執行取締役の職務の執行を監視する義務を負う。

#### 第 11 条(競業避止義務)

1. 取締役は、会社の事業と競合する事業を行おうとするときは、事前に取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
2. 前項の承認を受けた取締役は、当該取引後、遅滞なく取締役会に対し、当該取引についての重要な事実を報告しなければならない。

#### 第 12 条(利益相反取引の制限)

1. 取締役は、次に掲げる取引をしようとするときは、取締役会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 取締役が自己又は第三者のために会社と取引をしようとするとき

- (2) 会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において会社と取締役との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2. 前項の承認を受けた取締役は、当該取引後、遅滞なく取締役会に対し、当該取引についての重要な事実を報告しなければならない。

## 第 4 章 報酬

### 第 13 条(報酬等)

- 1. 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。
- 2. 各取締役の報酬等の額又はその算定方法は、取締役会の決議により定める。
- 3. 報酬等の支給時期及び方法については、別途定める報酬規程による。

### 第 14 条(退職慰労金)

取締役の退職慰労金については、株主総会の決議により、その金額、時期及び方法を定める。

## 第 5 章 行動規範

### 第 15 条(基本姿勢)

取締役は、次の各号を遵守し、高い倫理観をもって職務を遂行しなければならない。

- 1. 法令、定款及び社内規程を遵守すること
- 2. 企業価値の向上に努めること
- 3. ステークホルダーの利益を尊重すること
- 4. 社会的責任を自覚し、誠実に行動すること
- 5. 情報の適切な管理及び開示を行うこと

### 第 16 条(禁止事項)

取締役は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1. 職務上知り得た秘密情報を漏洩すること
- 2. 会社の資産を私的に流用すること
- 3. インサイダー取引その他不公正な取引を行うこと
- 4. 会社の名誉又は信用を毀損する行為をすること
- 5. 反社会的勢力との関係を持つこと
- 6. その他、取締役としての品位を損なう行為をすること

### 第 17 条(秘密保持義務)

1. 取締役は、在任中及び退任後を問わず、職務上知り得た会社及び取引先等の秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。
2. 前項の義務は、取締役が退任した後も継続する。

#### 第 18 条(情報管理)

取締役は、職務上取り扱う情報について、関係法令及び社内規程に基づき、適切に管理しなければならない。

### 第 6 章 取締役会

#### 第 19 条 (招集)

1. 取締役会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時取締役会は、必要に応じて招集する。
2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長がこれを招集する。
3. 取締役会を招集するには、会日より 3 日前までに、取締役に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。
4. 取締役は、正当な理由なく取締役会を欠席してはならない。

#### 第 20 条 (招集手続の省略)

取締役会は、その会において議決権を行使することができる取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### 第 21 条 (議長及び決議の方法)

1. 取締役会の議長は、社長がこれに当たる。
2. 取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる取締役の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役会の決議は、議決権を行使することができる取締役の議決権の過半数を有する取締役が出席し、出席した当該取締役の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
5. 取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う

#### 第 22 条 (取締役会の決議の省略)

取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての取締役が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

### 第 23 条（議決権の代理行使）

取締役又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する取締役又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、取締役会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

### 第 24 条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第 7 章 労働法規の適用除外

### 第 25 条(労働法規の適用)

1. 取締役は、会社法上の役員であり、労働基準法上の労働者には該当しない。
2. 取締役には、労働基準法、労働契約法その他の労働関係法令及び就業規則は原則として適用されない。
3. 取締役の労働時間、休憩、休日、時間外労働等については、労働基準法の規定は適用されない。
4. 使用人兼務取締役の使用人部分については、労働関係法令及び就業規則が適用される。

## 第 8 章 退任

### 第 26 条(退任事由)

取締役は、次の各号のいずれかに該当する場合に退任する。

1. 任期満了
2. 辞任
3. 株主総会の解任決議
4. 会社法第 331 条各号に定める欠格事由に該当したとき
5. 死亡

### 第 27 条(辞任)

1. 取締役が辞任しようとするときは、遅くとも 3 か月前までに代表取締役に辞表を提出しなければならない。ただし、代表取締役が承認した場合はこの限りでない。
2. 取締役の辞任は、取締役会が受理した日をもって効力を生じる。ただし、取締役会が別段の日を定めた場合は、その日をもって効力を生じる。

### 第 28 条(引継ぎ義務)

退任する取締役は、後任者又は代表取締役の指定する者に対し、担当業務に関する事項を誠実に引き継がなければならない。

## 第 9 章 雜則

### 第 29 条(改廃)

本規程の改廃は、取締役会の決議による。

### 附則

本規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。